

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会（第 65 回）

日時 令和 5 年 9 月 27 日（水）13：00～15：05

場所 オンライン開催

1. 開会

○筑紫室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会第 65 回電力・ガス基本政策小委員会を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところご参加いただき、誠にありがとうございます。

本日の小委員会についても、オンラインでの開催とさせていただきます。ウェブでの中継も行っており、そちらでの傍聴も可能となっておりますので、よろしく願いいたします。

本日ですけれども、石井委員におかれましては、ご欠席の連絡をいただいております。また、牛窪委員におかれましては途中からのご参加、大石委員、秋元委員におかれましては、途中までのご参加というふうに乗っております。加えて、議題（5）に関しまして、金本日本卸電力取引所理事長にオブザーバーとして参加いただいております。

なお、本日もご出席いただいております本委員及び臨時委員の方の数は定数を満たしているということでございます。

それでは、以降の議事進行は山内委員長をお願いいたします。

2. 議題

- （1）今夏の電力需給及び冬季の見通しについて
- （2）発電側課金の導入に向けた対応について
- （3）電力ネットワークの次世代化について
- （4）次世代の分散型電力システムに関する検討会の検討状況について
- （5）電力市場において公的役割を担う機関のあり方について

○山内委員長

山内でございます。

お忙しいところ、ご参加いただきましてありがとうございます。

お手元の議事次第に沿って、議事に入りたいと思います。今日は、議事のほうは五つありまして、一つは夏と冬の電力需給。それから発電側課金。それからネットワークの次世代化。それから分散型の電力システム、これは検討状況のご報告と議論ですね。それから、電力市

場の公的役割を担う機関ということであります。

それでは、早速ですけれども、まず議題1に入りたいと思います。議題1に関しまして、事務局から資料3、これをご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○小川課長

それでは資料3、「今夏の電力需給及び冬季の見通しについて」をご覧くださいと思います。電力基盤課長の小川です。

まず、前半が夏の振り返りになります。資料4ページ目をご覧くださいと思います。

この夏ですけれども、記録的な猛暑になりましたけれども、猛暑のH1想定需要を上回ったのは8月の北海道のみという形で、ほかのエリアにおいてはH1想定内であったというのが、この夏であります。

続きまして、5ページ目になります。東京エリアであります。

こちらはオレンジのほうがこれまでの実績でありまして、昨年度は大きく伸びて5,930万kWと、震災以降の最大を記録しております。それを反映する形で、青がH1想定、10年に一度の暑さを想定したH1の需要ということで、5,931万kWと置いておりましたけれども、この夏の最大需要は5,525万kW。想定を約400万kW下回っていたという結果であります。

続きまして、6ページ目になります。電力需要の動向。

こちらは前年との単純な比較になりますので、大まかな傾向というところのみでありますけれども、緑が前年に比べて少ない、赤のところが増えているということで、昨年との比較で言いますと8月に、特に東日本で昨年よりも需要が高く推移したという状況であります。

続きまして、7ページを飛ばしまして、8ページ目をご覧くださいと思います。

夏の東京エリア、最大電力需要は昨年よりも低かったということでもありますけれども、kWhですね、1日の電力需要量で見ただけの場合には、昨年を上回っております。平均の1日の電力需要量が892GWhということでありまして、昨年の夏(869GWh)を2～3%上回っているというのが、この夏の特徴になっております。ただし、全般的に気温が昨年度以上に暑かったということでありまして、気温補正を行うと、1日トータルの電力需要も昨年に比べると減少傾向という状況であります。

続きまして、9ページ目。こちらは、この夏の追加供給対策というのをどのように発動したかというところでもあります。例えばkW公募という形で電源を確保しておりますけれども、こういったものを7月には一部動かしていますというものであります。そのほか、電源I¹、さらには増出力運転といったもの。具体的な内容は10ページ目に参考で付しておりますけれども、こういった、あらかじめ決められた順序に従って対策を講じているということでもあります。青枠囲い、二つ目のポツにありますけれども、この夏、最も多く追加供給対策を織り込んだのは7月18日ということで、この日は約175万kWの追加対策を講じており

ます。

以上が、この夏の振り返りでありまして、続きまして 13 ページ目以降、特に東京エリアの電力の需要分析を記しております。

冬につきましても、同様の分析を行っております。今回も東京電力 P G において、いろいろなスマートメーターのデータなどを用いて、気温の影響を差し引きつつ、節電の効果というのを分析しております。その結果ということで、三つ目のポツにありますけれども、7 月、8 月、特に家庭用で言いますと、2～3%の節電効果が見られているという結果になっております。ちなみに、この冬ということと言いますと東京エリアはもう少し大きく、5～6%の節電効果という結果となっております。それよりは落ちている一方、やはりこの夏も一定の節電の影響があるのではないかと。いろいろな要因が考えられるところでありまして、枠囲い、一番下の※にありますけれども、いわゆる節電と違ったもの、例えば昨年度に比べてテレワーク率が下がっているとか、それから電気料金との関係での、節電というよりは節約といったようなこともありますけれども、もろもろの要因が重なってではありますが、一定の節電効果が見られたというのが、この夏の振り返りであります。

続く 14 ページ目、さらに分野別に見ますと、下に三つ分かれております。これも大ざっぱな推計でありますけれども、トータル約 400 万 kW の差分のうち、家庭用が半分以上を占めておりまして、業務用、そして産業用。特に産業用については、生産活動の低下ということの影響も大きいのかなというふうに見ているところでもあります。

家庭用の節電量は、1 ページ飛ばしまして 16 ページ。下のグラフをご覧くださいますと、前年度からの減少率、7 月のほうが大きくなっておりますけれども、日中の時間帯で、より多く減少しているというのが見られます。この辺りも、テレワーク率の減少も影響しているのかなというふうに見ているところでもあります。

次は 1 ページ飛ばして 18 ページ、こちらは業務用ですけれども、同じく下のグラフで言いますと、家庭用に比べると減少幅は少なくなっているというのが業務用になります。

加えてということで、20 ページ、前回の本小委員会でも、多角的な分析が必要というご意見をいただいております。そういった意味で、自家発のところもいろいろ見てみたのですが、現時点においては、なかなか明確な結果が得られず、これらについては、引き続きよく分析をしていきたいというふう考えております。

例えば 21 ページで言いますと、自家発を持っている業種における自家発の割合ということで、去年と比べても大きな差はないというのが自家発の利用状況であります。

また、次の 22 ページ。こちらは、今後いろいろ大きな影響が出てくることも考えられる自家消費する大規模太陽光の影響。例えば右の豊洲市場で言いますと、右下にありますように、最大需要のときの 1 割近くを太陽光で賄っているという結果もあります。こういった動きがありますと、系統全体での需要の抑制にも効いてくるのかなというところでありまして、今は規模的に小さいんですけども、こういった点もしっかり見ていく必要があるかなというふう考えております。

続きまして、24 ページ目、今度は冬の見通しになります。

本年3月にもお示ししておりますけれども、今回最新のものとしましては右下になります。北海道、東北、東京エリアで1月が5.2%、2月が5.7%という結果になっております。本日はこの結果のご報告、具体的な対策については次回、来月の本小委員会でご議論いただきたいというふうに考えておりますけれども、この数字、5%台というのは、過去2年間に比べると、現時点では数字としてよりは高くなっているということがあります。一方で、言うまでもないことではありますが、27 ページにもありますけれども、この5%の予備率を支えるところは、多くの老朽火力が支えているということがありますので、この数字でもって安心というものではないというところでもあります。

この冬に向けてはもう一つ、燃料の動向ということで、少しページが飛びますけれども、31 ページをご覧くださいと思います。

足元、燃料価格は落ち着いているということ、それから一部LNGについては、オーストラリアでストライキといった動きもありますけれども、こちらも妥結が見えてきたというところでもあります。

一方で足元の在庫水準、こちらが32 ページになりますけれども、赤線のとおり、この5月、6月、夏場ずっと落ちてきているというのがあります。例年で言いますと、夏の終わりに秋にかけて、冬を見据えて在庫を各社積み増しているところでもありますけれども、特に今年に関しましては、残暑が長く続いていることもありまして、今、直近足元、在庫水準が落ちてきているというところでもあります。この後は回復していくことを見込んでおりますけれども、この点、冬へ向けた準備というところで、しっかり見ていきたいというふうに考えております。

最後、38 ページ目になりますけれども、この冬に向けてということで、具体的な対応については、先ほど申し上げました次回10月というところではありますけれども、それまでに必要な燃料面での対応状況のヒアリング、さらには必要があれば、機動的に供給力を確保できるような準備というものを進めていくという点。下から二つ目にありますけれども、足元の見通しでは、数字上はこれまでよりも改善しているということで、現時点で、これまで実施してきたような追加供給力公募、kW公募という必要性は低いというふうに見ておりますけれども、引き続き状況をよく確認しながら、対応を検討していきたいというふうに思っています。

事務局からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

議題の1番目、需給関係ですね。今年の夏と冬の見通しということですが、幸い夏の需要が減ったというのもあって、大きなトラブルはなかったということです。冬についても、ある程度、予測の上では余裕が出てくると思っております。ただ、もちろんそれで安心してはいけ

ないということですが。これについて何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

すみません、ご意見、ご発言をご希望の方はチャットボックスでお知らせください。いらっしやいませんか。

○岩船委員

すみません、ちょっとチャットボックスに書き込みができないんですけど。岩船です。

○山内委員長

岩船さん、どうぞご発言ください。

○岩船委員

すみません、何かチャットボックスが使えなくて。すみません。では、発言させていただきます。申し訳ありません。

今回、この夏の件も分析いただきまして、ありがとうございました。ただ、全体的に節電だったのかな、節電が進んだのかなという印象はあるんですけども、これだけ暑くてもピークがかなり下がっていると、なかなか説明が難しい部分もまだあるなと思いました。そこでぜひ、もう少し広く分析を行えるような仕組みができないかなと思いました。もちろん国主導で分析するのもいいと思うんですけども、アカデミアの分野にも需要に関して非常に詳しい方はいらっしやいますし。ただ、そういった方々にはデータが使えないという問題もあります。その辺り、ぜひ協力体制をつくって、ご検討いただけないかと思います。

もう少し言わせていただくと、今スマートメーターがせつかく日本全国、全ての需要家に設置されているところなんですけれども、現状、外部の人がそのデータを使うのが非常に困難な状況にあります。プライバシーへ最大限配慮された結果だとは思いますが、アカデミアの研究者も、データを利用するとすると、すごく大きなお金がかかるような状況なんです。こういった辺り、これからはデータをベースにして議論していくというのが重要だと思いますので、少し見直しも含めてご検討いただけないかなと思います。

あとは統計という意味でも、家庭に関しては、環境省さんのCO₂統計で、大分粒度の高い情報が得られるようになっているんですけども、電力もそうなんですけれども、業務用のエネルギーのデータが統計として整備されていなくて、どういう業種で、どんなふうに電力が使われているのかというのを把握するのが非常に困難な状況だと思います。そういった統計の整備というのも、今後データ活用という意味では重要ではないかと思います。

この辺り、需要の分析は、先々にどのぐらいのピークが発生するか、予備力をどのぐらい確保すべきかという点において、非常に重要であると思います。ですので、先ほどの業務用の統計ですとか、スマートメーターのデータ分析みたいなことが、もっといろんなプレーヤーができるように、その知見が国の政策にも生かせるようにというような方向をぜひご検討いただきたいと思います。

あと、8ページのところを見せていただいてもいいですか。これはコメントなんですけど、たしか8ページだったと思うんですけど。これの右下の図なんですけど、この青いプロットもオレンジのプロットも、気温補正後の日量ではないのではないかなと思うんです。これ、キャプションが違うのではないかな。これ自体は生の値で、気温に対して線が、オレンジが全体に下に来ているということを使うのであれば、キャプションとしては、送電端の日量と日平均気温の相関ではないかなと思いました。そこだけちょっとチェックしていただければと思います。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございました。

事務局からのコメント、お答えは、後ほどまとめてお願いしたいと思います。データとその分析については、私も同感するところですけども。

次は大石委員、どうぞ発言ください。

○大石委員

はい、ありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。

○山内委員長

はい、大丈夫です。

○大石委員

今、岩船先生からもありましたけれども、やはり今年の夏、消費者自身も、いつもよりもさらに暑く、電力がいつ足りなくなるのかとヒヤヒヤしながら生活しておりましたけれども、結果として十分とまではいかないまでも足りていたということで、この需要の予測というのが、今年の状況というのを今後、来年、再来年に向けて、すごく重要な意味を持つというふうに思っております。そういう意味で、確かに電気代が上がり、消費者としてはできるだけ節電に努めたということはあると思いますけれども、例えば一昨年から取り組んでいたデマンドレスポンスの効果がどのくらいあったかとか、それから自治体が今進めている家庭用の太陽光発電の設置、これがまたどのくらい効果があったのかとか、やはり詳しい状況の調査といいますか、これをぜひ行っていただきたいというのが私からの意見です。それによって、今後の供給側の計画というのもまた変わってくると思いますので、ぜひその辺りをお願いしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、次に松村委員、どうぞ。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえています。

○松村委員

今回の分析結果は、私の受け止めでは、これだけの猛暑にかかわらず、kWが非常に抑えられた。それはとてもよかったと思います。kWhに関しては、気温の影響まで補正すれば、節電がさらに進んだということは言えるのかもしれないのだけれど、kWの動きほど激しいものではなかったということ。気温の補正をしなければ、むしろ増えているという面もあることが何を示唆するのかを分析すべき。可能性としては、DRが進むと、こういう現象は自然に起こると思います。ある種のピークというか、kWのきつところの需要をシフトさせることが進めば、暑いときにこういうことが起きるとことは十分あり得ると思います。DRの効果がどれだけだったのかを分析することは、とても重要だと思います。この結果だけから見て、DRが相当に威力を発揮したと決めつけるのはあまりにも乱暴ですが、その可能性があると思いますので、その点も頭に入れながら検証していただければと思います。

さらに、ずっと今までも同じことを言っていますし、ほかの委員の意見も同じだと思うのですが、起こった影響が、自家発用の例えば変動再エネが増えた効果だとすると、それは夏と冬のインプリケーションが全く違ってくる。要因が何だったのかということ、DRなのか、あるいは変動再エネの自家発が増えたという効果なのか、あるいは一般的な価格で、電気代が高くなったことによる一般的な節電なのか、定着した節電なのかということの分析がさらに進むことが、冬の需給を考える点でも重要だと思いますので、継続的に分析をお願いします。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。

次に秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

秋元です。

3人の委員と重複するんですけども、私もやっぱり今回分析していただいたことは非常に感謝申し上げますが、やっぱりもう少し深く、いろいろデータをしっかり見ながら分析を評価する必要があるかなというふうには思いました。やっぱりkWhでただらかになっているというのは、太陽光発電の自家消費のところが多い気もしますが、具体的なその辺の分析ということがまだ示されていないので、どういった要因なのかということに関して深掘りが必要だと思いますし、そのほか価格弾性値が家庭・産業等でどうなっているのかとか、そういったことは分析を深めていく必要があるかと思います。産業自体の生産活動量が下がっているということも懸念材料でもありますし、さらに今後ということを考えると、今、電力料金に補助が出ていますが、補助がなくなったときに、さらにどういうふうに、この弾性値を推計しておくことによって、今後どれぐらい需要が下がり得るのかということに関する見通しも立てやすくなり、それに対する供給力の準備というところも、より効率的にできるようになってくると思いますので、ここの分析というのは、全体のコストを下げる意味でも大変重要だというふうに思いますので、引き続き強化していただきたいと思います。う次第でございます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は武田委員、どうぞ。

○武田専門委員

ご説明ありがとうございました。

23年度の冬の予備率には余裕があるという点ですが、事務局からの説明にもございました通り、支えている部分は老朽火力であり、短期的には、故障が起こったり、あるいは定検の延長など、計画外の停止のリスクがかなり大きいという懸念がございます。当然ですが、需要家にとって安定供給が確保されることは極めて重要ですので、引き続き、機動的に供給力を確保できるように準備を進めていただきたいと思います。

加えて、中長期的には、やはり安定供給が確保されるという点と、コストの面で効率的であるという点の両面をカバーできるような、適切な電源投資がしっかりとなされる制度を構築していただきたいと思います。

もう1点、LNGの調達についてお話がございましたが、特に今年度の冬から、「戦略的余剰LNG（SBL）」の活用が可能となります。これは、実際の運用においては、民間の事業者が主体となって燃料確保の役割を担い、それに伴う一定のリスクを事業者が負担する形になっています。この制度をしっかりと機能させるためには、燃料確保のインセンティブを適切な形で事業者が付与し、官民それぞれが役割を円滑に果たせることが必要だと考えます。この点を含め、SBLや関連の制度がしっかりと機能しているかどうかというモニタ

リングを行い、機能していない部分があれば、適切に見直しを実施していただきたいと思います。

○山内委員長

はい、ありがとうございました。

それでは松橋委員、どうぞ。

○松橋委員

松橋です。簡単にコメントさせていただきます。

これだけ非常に暑くて、皆さん、私も含めて苦しんだ夏であったと思うんですが、それが、需要が昨年と比べて減っているというのは直感的には意外な事実で、いろんな要因があると思いますので、ほかの委員の皆様がおっしゃったように、そこはぜひもう少し深掘りしていただきたいと思うんですが、特に気温感応度なんですけども、気温感応度が、夏の季節の深まりとともに暑熱順化で小さくなるというようなことがあったのかどうか、ぜひ気温感応度について分析していただきたいと思います。

短いですが、以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございました。

ほかにいらっしゃいますか。よろしゅうございますかね。

それでは、事務局のほうからお願いいたします。

○小川課長

様々なコメントをありがとうございました。特に今後の分析についてご示唆いただきまして、ありがとうございます。

まず、岩船委員からご指摘いただいた点ですけれども、ちょっとデータの活用というのは、いろいろなやり方、今回行っている分析もそうなんですけれども、前回の委員会でもいただいたご意見も踏まえて、今、私どものほうでも、委託調査で新しく、この分析、本格的にアカデミアの方々のご協力も得て、進めようと準備をしております。まだちょっと準備に時間がかかりますけれども、今回、それから今後に生かせるように、データ分析などをしっかり行っていきたいと思います。

その際には、ほかの委員の方々からも、もう少し多角的にとご意見をいただいています。これまでもありました大石委員からもご指摘いただいていますような太陽光でありますとか、松村委員からもお話いただいていますDRとか、色々な角度から分析を行っていききたいと思いますし、また個別に先生方にもご相談したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

岩船委員からご指摘いただきました8ページのところで、すみません、ここはご指摘のとおりでありまして、ちょっと確認不足でありましたが、ここで言う気温補正は異常値を排除したという意味での気温補正でありましたので、ご指摘のとおり、そういった気温の影響を排除したという意味での基本補正でありましたので、そういった気温の影響を配慮したという意味での基本補正ではないということで、この場で訂正させていただきます。

それから、電力の需要分析の観点では、松橋委員からも基本感応度のお話がありました。少しご説明を割愛してしまいましたけれども、昨年来、この15ページ、参考で記していますが、この暑さ指数、温度でなくて湿度、あるいは日射などを考慮するという指数が割と需要に影響を与えているのではないかということも、東京電力でも分析しております。この辺も、気温だけでなくということで、例えば今年の夏で言えば、去年に比べてこの暑さ指数が小さくて、需要の抑制に寄与していたんじゃないかという分析もしておりますので、こういった点、今後も分析を深めていきたいというふうに考えております。

それから武田委員から今後に向けて、特に燃料のところ、重要なお指摘をいただいております。SBL、戦略的余剰LNGの活用という点は、これまた説明を割愛してしまいました。34ページに参考としてスライドで記しております。この概要に記しておりますとおり、基本はこの場合、転売損などは助成金を交付という形で、国の側でそのリスクを取ってという確保しておくものではありますけれども、これから行われるのは、数量的にかなり限定的ではありまして、今後を考えたときにどういうふうに官民の役割分担をしていくのか、このSBLというのを一つのきっかけに、さらに検討を深めていきたいというふうに考えております。

また、武田委員からありました電源投資のところは、また次回以降、ご議論いただく機会を設けていきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○筑紫室長

あと、すみません。続きまして、電市室長の筑紫です。

岩船先生からご指摘のあった電力データの活用の部分ですね。すみません、すごくタイムリーですけれども、10月からこの場でも何度かご議論させていただきました電力データの活用について、データ管理協会のビジネスも含めた利用というのが10月からスタートいたします。その中で、今、新たにスタートと合わせて会員に加わっていく方のご利用のやり方とかそういったものについて、今まさに準備中というところでもあります。

電力データの利活用を進めるということ自体は非常に大事な点でありますし、個人のプライバシーなんかにはしっかり配慮しつつ、できるだけ幅広い目的にそれを社会的に生かしていくというところは、むしろこの委員会でもご理解いただきながら進めてきたところでもあります。

他方で、現実問題として、やっぱりデータの活用にかかる費用、システム的なものもありますし、個人の同意とか、その他もろもろのプロセスに関して一定の費用がかかってしまっ

ていることも事実でありまして、でき得る範囲を考えつつ、負担の公平性も考えながら、これから始まっていきますので、しっかり考えていくということだと思います。一応、今の段階でも、事務局からは、例えばビジネスでよく想定されるリアルタイムのデータではなくて過去のデータについては、若干ディスカウントがかかる枠組みにするとか、色んな工夫はしておりますが、こういったものはお使いになられる方と不断のコミュニケーションが大事ということだと思いますので、引き続きしっかり見ていきたいというふうに思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。皆さん、分析をもう少し進めるというような、そういう話だったので、ぜひともお願いしたいと。アカデミックディスカウントという手もあるのではないかと思いますけど、これもまたご検討いただいて。

ほかによろしいですかね。

それでは、議事を進めます。議題（2）ですね。議題（2）は、発電側課金の話であります。これは資料4ですね、これをお願いいたします。

○筑紫室長

それでは、発電側課金について、資料4-1を中心にご説明させていただきます。

まず発電側課金ですけれども、資料の2ページからですけれども、この場でも何度か議論、ご報告をさせてきていただいているものですけれども、系統を効率的に利用し、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた系統増強に向けて確実に進めていくために、送配電網の整備に必要な費用を発電事業者にも、実際には1割ということになりますけれども、一部負担を求めていくと。より公平な費用負担を求めていく制度ということで、2024年度からの導入を目指して、現在準備を進めているというところでございます。

そのうち、今回発電事業者に新しく課される負担について、小売電気事業者には実際には転嫁されていくということになります。これは、実際に発電にかかるいろんな投資の部分をしっかり回収していくという意味で、こういう電気事業者と適切な協議の上、転嫁をされていくということが想定されるということでございます。

このたび、電力・ガス取引等監視委員会から、この発電側課金分の転嫁について建議をいただいています。

具体的には①として「適正な電力取引についての指針」、いわゆる「適取ガイドライン」の改定、それから「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」ということで、今回新たに制定をします。それから最後のところでございますけれども、小売供給に係る料金に転嫁するための所要の制度措置というところを建議していただいております。

次のページ、3ページ目でございますけれども、適取ガイドラインなどで記載のところは、真ん中②のところでございますけれども、発電側課金の導入に伴って、様々な影響が生じ得

ることを前提に、当事者でよく協議をしていただきたいと、そういうことを行うことが望ましいということを記載することを想定しております。

それから最後、⑤のところで、こういった相対契約、これは見直していくことになるわけですが、それに関連してどうしても解決が難しいということであれば、同委員会におけるあっせん及び仲裁の手続を利用することができるということを確認的に記載させていただきます。

それから、4ページ、5ページは制度の説明ですので割愛させていただきます、最後9ページでございます。

発電側課金の分を小売料金に適正に当てはめるための制度措置ということですが、今回の料金に絡んで、これは託送側の料金なわけですが、こういった託送の料金について電力・ガス取引等監視委員会における審査を踏まえて、レベニューキャップ制度下で収入上限を上回らない範囲で料金の変更が可能というのが現在の考え方になっております。発電側事業者が小売事業者に転嫁してくる発電側課金というのは、小売電気事業者にとっては、ある種外生的な費用というふうに考えられるのかなと。

そういったものについての取扱いについては、託送料金の改定の際に、小売経過措置料金への当てはめというものと同様に考えて、小売経過措置料金に機動的に反映できる仕組みとしてはどうかというふうに考えてございます。

資料としては以上です。

○山内委員長 ありがとうございます。

発電側課金でございますが、ご承知のように、長い間いろいろ議論いただいて、こういう形でガイドラインに組み込めるところまで来たということですが、これについて、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

秋元委員、どうぞ。発言をお願いします。

○秋元委員

ご説明ありがとうございます。

基本的に、こういう必然的というか発生してくる費用について、経過措置料金に機動的に反映するということは賛成でございます。ただ、一方で、これだけではなくてこれまでも議論してきたような高度化法での義務達成市場での費用とか、いろいろ容量拠出金もそうかもしれませんけど、そういったいろいろなもろもろのものについても、やはり引き続き、機動的に反映できるような仕組みについて検討していくということは必要ではないかなというふうに一般論として思います。

その上でなのですが、若干疑問なのは、この発電側課金については、発電側に課金することによって、託送料のほうは理論的には下がるということだと思うんですけども、そうしたときに託送料プラス発電のほうのコストということで、小売に転嫁していくときには、基本

的には変わらないという、微妙に違うとは思いますが、変わらないはずなんだけど、ここだけ何か機動的に料金に反映できるというのは、何となくダブルで託送料が下がっている部分もあるにもかかわらず、ここだけ機動的というのは若干何かいいのかな、どうなのかなという、ちょっと頭の整理がついていないかもしれませんが、そういう気もしていて、基本的には機動的に必要なものに関しては機動的に反映してくというのは全体の競争環境とか、価格の競争、全体の競争等をしっかりしていく面で必要だと思うんですけど、ちょっとその辺りについて、もしご意見があれば、全部託送料のほうを下げ、こちらで上げて、両方でセットになって小売のところ機動的に転嫁というなら分かりますけど、ただその場合、あんまり変わらないような気がするので、ここだけ上げるというような感じのニュアンスで飛べるようにも思ったので、ちょっとその辺りを確認させていただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は村松委員、どうぞ。

○村松委員

ご説明いただきましてありがとうございます。理解のために、ちょっと確認させていただければと思います。

2ページ目のところで、今回、適取ガイドラインと、あとは発電側課金の転嫁に関する指針の制定と。プラス3番目で、経過措置料金への機動的な反映ということでお示しいただいているんですけども、黒ポツの三つ目ですね。①と②は、発電事業者から小売事業者への転嫁を進めるという観点で、③は経過措置料金ですので、小売から需要家への転嫁という、商流の中の違うところをお示しいただいているのかなということ若干混乱してしまったのですが、そういう理解であっているかというのが一つ目の質問です。

③で経過措置料金への機動的な反映だけを取り上げている前提とした場合、自由料金のほうでは、今回の発電側課金によって託送料金が減額される一方、電気の調達コスト、仕入価格が増額するといった仕組みを受けて、自由料金メニューでは各電力事業者裁量の下に、需要家料金に反映されるはず。一方、規制料金のほうはそういった裁量が及ばないので、こういった法的な枠組みの中で、自由料金と同じように転嫁が進められるようにという考え方の下に整備されたのでしょうかという質問です。

自由料金のほうの転嫁は、各社それぞれ進めるようにということで、あえて言及していないと思うんですが、なかなか事業者側としては、自由料金メニューの見直し等、進めるのは難しい局面もあるかと思ひまして、お伺いした次第です。

当方の感想ですが、今回の見直しによって、小売事業者としては改めて発電事業者との間

で相対契約の交渉をしたり、今回の小売メニューへの影響がどの程度及ぶのか、どんなふう
に小売料金に反映していくのかというのはなかなか実務上、大変なプロセスが追加される
のではないかと考えております。

発電事業者側もしかりでして、全体としてこれだけ工数をかけて導入することから、やは
り狙った効果が得られるかどうか。これは導入後なので、ちょっと先の話にはなりませんけれ
ども、振り返りと検証というのが必要と考えた次第です。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は松村委員、どうぞ。

○村松委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○村松委員

発言します。自分の理解が正しいかどうかというのを確認させてください。

秋元委員がご指摘になったとおり、発電側課金というのを入れられるということがあつ
たとしても、一方で消費者側が負担していた託送料金というのが下がるというのとセット
なので、本当は全体としてはキャンセルされるはずだというようなこと、それで、全体とし
てキャンセルされたものを機動的に反映するという提案だと私は思っていました。

上げ方向のところだけは機動的に反映するけれど、下げ方向のほうは対応しないという
提案ではなく、ネットの変動の分というのを機動的にというか柔軟に料金改定できるよう
にするというご提案だと思ったので、その点は違っていると大分制度が違うので確認させ
てください。

私は、ネットでの調整というご提案だと思っていたので、これも秋元委員がご指摘になつ
たとおり、ある意味ですごく小さな金額になるというふうに思うだけでなく、そのエリア間
で若干の発電と消費のバランスの関係で、若干高くなる所と、逆に若干低くなる所
という両方があるんだろうと思います。この場合は、柔軟にというか対応できるというのを
するときには、これがあつたのだから、その影響の分についてはそこだけ切り離して、本体
のところの査定というのを得ることなく料金改定をするという、そういう意味で機動的と
いうことなんだろうと思うんですけど、そのときにはっきりさせてほしいのは、燃調のよ
うな状況を念頭に置いているのか、あるいは料金改定において審査を簡単にするというこ

とだけ言っているのかということについては、はっきりさせてください。燃調のようなものだとして、燃料費が上がったというときには自動的に転嫁するというか、改定されるわけですが、下がったときにも下がるということになります。今回の提案というのは上がる場所もあり、下がる場所もありというので、もしその上がったところというのは申請を出せば簡易にというか、自動的に認められますというところだとすると、下がる場所というのはほっかむりすることもできるという、そういう制度を考えているのか。あるいは燃調のように上がったところも下がったところも、もう一律に今回導入されたということを反映して微調整するというものをするのか。あるいはもちろん、政策判断として、基本的に日本全国ではキャンセルされるはずなので、非常に僅かな額になるから、もうこんな僅かな額ならわざわざやらないというふうに判断するというものもあり得ると思うんですが、いずれにせよ上げるほうだけ上げるという提案じゃないですよということを確認させてください。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。後ほど事務局からお答えいただきます。

次は武田委員、どうぞ。

○武田専門委員

ご説明ありがとうございます。

発電側課金を導入することも、再エネの導入拡大において、特に新しい再エネ電源について受益者負担を促進するという点と、費用対効果が比較的高い電源立地の誘導が期待できるという観点では、非常に重要だと考えております。

導入にあたって、発電事業者から小売電気事業者への発電側課金の転嫁が適切になされることは、小売事業者を通じて電気料金を負担する需要家にとっては非常に重要な点です。ただし、資料の中にもございますが、各発電事業者は複数の小売事業者と相対契約を締結しており、関係者が非常に多く存在するという点から、非常に複雑ではございますが、この発電側課金が小売事業者に公平かつ円滑に転嫁される仕組みは、やはりしっかりと構築すべきだと思います。そのために、ガイドラインにおける協議の在り方を、可能な限り具体的に明確に記載することが非常に重要と考えます。

○山内委員長

ありがとうございます。委員の方でほかにご発言のご希望はいらっしゃいませんか。

よろしければ、電気事業連合会の佐々木オブザーバー、お願いいたします。

○佐々木オブザーバー代理

ありがとうございます。電気事業連合会の佐々木でございます。音声は届いておりますでしょうか。

○山内委員長

はい、良好です。

○佐々木オブザーバー代理

私からは本件につきまして、小売電気事業者の立場から発言をさせていただきます。

今回の発電側課金につきましては、転嫁ガイドラインに記載されております内容を引用しますと、発電料金の一部として小売電気事業者に転嫁され、ひいては最終需要家に転嫁されていくことで、制度趣旨である系統の効率的利用や系統増強の確実な実施が図られていくという制度趣旨を踏まえますと、この9スライド目に記載されておりますとおり、経過措置料金に機動的に反映できる仕組みとすることが肝要であると考えております。

小売電気事業者といたしましては、適正かつ持続的な競争環境を実現するためには、外生的に発生する費用が経過措置料金に適切に反映されることが重要と考えておりますので、今後とも必要な制度につきまして、適宜ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

もう一方は電取委の田中課長ですが、田中課長、どうぞご発言ください。

○田中オブザーバー代理

電取委総務課長の田中でございます。

適正な電力取引についての指針の改定や相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針の策定に関しましては、先ほど資源エネルギー庁からの説明にもございましたように、電力・ガス取引監視等委員会において審議をされ、先月、経済産業大臣に建議されたものでございます。

発電側課金の導入に当たり、相対契約において転嫁が行われない場合、制度変更に伴う費用負担を発電側が負うことになるため、発電事業者と小売電気事業者との協議が適切に行われることが重要と考えているところでございます。

なお、今回の指針の制定等により、事業者からの協議が円滑に進むことを企図しているものでございまして、電取委としても引き続き本件、しっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

発言をご希望の方は、一通りご発言いただいたと思いますがよろしゅうございますかね。それじゃあ、事務局からコメント、お答えをお願いします。

○筑紫室長

そうしましたら、お答えいたします。

まず、秋元先生と松村先生からご指摘のあったところでございますけれども、まず今回措置を想定していますのは燃調的なのかというようなご指摘もございましたけれども、要すれば、下げのところは既に届出でできる形になっている部分について、上げについても届出でできるようにするというのを想定しております。

考え方について、まず申し上げますと、今回、発電側課金という制度自体は、ご理解のとおり、本来、今まで需要側に乗っていた負担の一部、1割を発電側に負担していただくと。ただし、その大本になる託送の原価の部分は、これは変わりませんので、日本全体で見れば総じて同じ負担になるというところはそのとおりに理解しております。

他方で、今回の資料でも、3ページのところの真ん中の②の二つ目の矢羽根のところに書いてありますけれども、発電所の立地エリアというのは少し影響が生じ得る。エリアによって発電所が多くて、必ずしもそこで生まれている電気を全てそのエリアで使っているというよりは、東京などの大需要地に送っている場合には、そのエリアの発電者に課金されている部分は、需要地の小売事業者に転嫁されますので、そうすると小売需要があるエリアで金額が上がることとなります。そういう意味において、上げと下げが発生し得ると。他方で、実際には連系線の制約もございますので、かなり金額は小さいものになるであろうというふうに考えております。

その場合において、下げであれば届出で改定できるわけですがけれども、上げのところは現在の制度だと、これは料金審査を経なければということになって非常に機動性を欠きますので、上げについて届出でできるようにするというのをイメージしております。

その上で、さらに1点、下げのときに下げないことがあり得るのかというようなご質問があったかと思うんですけれども、一応小売規制料金の審査基準には、託送料の値下げがあった場合には、小売規制料金に適切に反映することを指導するといったような記載がございますので、そういった記載にのっとって適切に行政として動いていきたいということで考えております。

今回の考え方は、全ては努めて託送の部分のコストであるからというのが一つの考え方のキーになっておりますので、秋元先生にご指摘いただいたようないろんな部分については、もちろんある意味制度的な措置という意味において発生する費用というのは、そういう部分は当然ございますけれども、しっかりいろんなところで議論をしていかなきゃいけない話だというふうに考えています。

それから、村松委員からご指摘があった自由料金のところでも、ご理解のとおり、今回、所要の制度的措置というのはあくまで経過措置のところは規制で縛られているからということでもあります。自由のところはむしろ今回改正するガイドラインに沿って、当事者間でしっかり協議をお願いするという部分になりますので、ご理解のとおりというふうに思っております。

狙った効果のところは、その後、武田委員、佐々木オブザーバーからもご発言がありましたけれども、しっかりとどういった効果が出ているのか、電源の立地の話は大変時間がかかる話ではありますので、少し時間をかけるということかもしれませんけれども、考えていくというふうに思います。

一応、多分これでご指摘いただいたことについてはお答えしているかと思えます。

事務局からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。よろしゅうございますかね。

それでは、ご意見もいただいたところですので、委員のご意見を踏まえまして、引き続き検討ということをお願いしたいと思います。

それでは、次の議題、電力ネットワークの次世代化であります。

事務局、資料5ですね。このご説明をお願いいたします。

○小川課長

それでは資料5、電力ネットワークの次世代化をご覧いただければと思います。

まず、1ページ目になります。「本日の御議論」であります。

再エネの大量導入、そして電力供給の安定性強化、レジリエンス強化ということで、ここ数年来、様々ご議論いただきまして、3年前の法改正、エネルギー供給強靱化法におきまして、連系線の整備、そしてその際の費用負担について、新たなスキームを導入しております。

また、連系線、それから地内の基幹系統の整備を進めるということで、三つ目のポツにありますけれども、これも3年前の法改正で、電力広域機関において、しっかり計画を作っていくということを電事法上位置づけまして、それにのっかって、今回この3月にマスタープランというのを広域機関のほうで策定しております。

こういった状況を踏まえて、今後ということで、系統整備の加速の考え方、あるいは地内系統整備の全国調整スキームの適用といった点についてご議論いただければと思います。

2. と3. については、ご報告という位置づけになります。

まず、地内の系統の整備の促進というところになります。3ページ目をご覧ください。

1ポツ目と2ポツは、今し方申し上げたのと重複しますけれども、マスタープランの策定、そして三つ目のポツにありますけれども、マスタープランの策定を待たずに、昨年7月になりますけれども、国のほうで要請しまして、優先的に対応する北海道と本州を結ぶ海底直流送

電でありますとか、中地域、中部、関西を結ぶ連系線でありますとか、さらには西九州と四国を結ぶ関門の増強といったものについての計画策定プロセスというのを進めてきております。

一方でいうところで、こういったエリアとエリアを結ぶ連系線につきましては、今、着実に取組が進められている一方で、今度は地内の骨格、基幹系統の整備というのをどのように進めていくかというのが一つ課題であります。どのような主体がイニシアチブを持って進めていくか、あるいはその際に費用負担をどのように考えていくかというのが、一つ大きな課題であります。

4 ページ目がマスタープランと呼んでいるものでありまして、全国的なネットワークの将来を見据えた姿ということで、エリアとエリアを結ぶ連系線、太枠で囲まれている三つが現在具体の計画策定を進めておりますけれども、そのほかにも地内の増強といったものも、このマスタープランで示されているところであります。

続きまして、少しページが飛びますが7 ページ目になります。地内の系統整備のイニシアチブになります。

現状、地内系統という意味では、各エリアの一般送配電事業者に委ねられているというところがあります。一方で、再エネの導入拡大、レジリエンス強化、こういったものを評価していく上で、あるいはどういう仮定を置くかといったときに、なかなか個々の送配電事業者での判断、そして対応が難しい場合には広域的な運営の観点から、電力広域機関が関与することも考えられるというところでもあります。こういった状況を踏まえて、どのように各送配電事業者に適切なインセンティブを付与していくかといった点。

託送料金、送配電事業者の必要な費用を賄う活動要件の仕組みとしましては、新たにレベニューキャップというのが始まっております。この中でも、目標とそれに向けたインセンティブ設計がされているところではありますので、こういったレベニューキャップとの関係も踏まえつつ、しっかり系統整備を進めていく必要があるというところでもあります。

具体的にということで、今後12 ページに飛びますけれども、特にこの費用負担のあり方というのがポイントになります。

まず、現行の制度の整理ということで言いますと、現在は地域間連系線の整備費用、これはその整備による便益、例えば再エネの導入拡大、あるいは供給安定性の向上といった形で、便益が全国に及ぶ場合には、その限りにおいての全国調整スキームの適用ということが今の制度であります。

これまでの整理の中で、この地域間連系線と一体的に整備される地内の基幹系等の整備費用というのも、この全国の調整スキームの対象というふうに整備がなされております。

こういった中で、今後地内の系統整備を促進という観点から、どのように考えるかという論点二つを記しております。

まず一つ目は、この全国調整スキームというのを地内の系統整備においても、その便益効果が全国に波及するという場合には、幅広く全国調整スキームを適用していくということ。

これについて、どのように考えるかというのが一つ目であります。

一方で②は、現行の仕組みの中で、この再エネ以外の電源による便益、例えばより燃料価格の安い火力を使えるようになるといったようなことによる効果。こういった場合の効果に対応する費用負担については、全国のこの9社の負担と連系線の複数のエリアを結ぶ両端エリアと呼んでいるところの負担が1対1となっているというのが現状であります。ここは当時、暫定的にこの1対1という形になっておりますけれども、今後この全国調整スキームの適用の増加といった点、あるいは工事の地域ごとの偏りというのがある中で、この費用負担についてどう考えるのかというのが、もう一つ課題として挙がっているところであります。

続きまして、少し飛びますけれども16ページをご覧くださいだければと思います。この全国調整スキームと呼ばれるものの適用範囲の検討であります。

今後の系統整備においては再エネの導入拡大、あるいはレジリエンスの向上といったものがメインになってくるということで、各エリアにその効果が生じるというよりは、全国に及ぶというのが増えるというのが考えられるところであります。そういった意味では、この全国調整スキームというのを幅広く適用していつはどうかというのが基本的な方向性というふうに考えております。

三つ目のポツにあります「他方」ということで言いますと、地内のものについて、それぞれの系統整備の目的、あるいは特性というのを踏まえずに、もうあらゆるものが全国でということになりますと、少なくとも現行の託送料金の仕組み、各エリアの送配電事業者が効率的な取組を行っていく。その分の費用を託送料金で負担するという、一種のエリアごとで料金を見ているところと、各エリアの系統増強も全国で一律に負担しましょうというのは、ちょっとここは直接につながるものではないというところがあると。ここではそういった懸念があると、レベニューとの整合性というのも考えなきゃいけないということがあります。

ということも踏まえて、まずはということで今必要になってきていますのは、広域機関において進めている広域系統整備計画、具体の連系線の整備計画が進められておりますので、ある意味それに一緒に整備する、この地内の増強というのを、まずは年内目途に整理してはどうかということ。その上で、全国調整スキームの将来的な適用範囲の拡大というのは、個別の送電線整備の具体の中で検討を深めてはどうかということを示しております。

そうした場合に、まずは年内にというところのこの一体性についてどのように考えるかというのが、次の17ページになります。

もともと一体性のある地内系統の整備は全国調整、ある意味全国で一緒に負担しようというときの考え方としましては、この連系線整備という一つ大きな工事をする際に、それに付随して、関連して全体として効果もあるというものについては、全国で合わせて負担しようというものであります。そういった点も踏まえると、ある程度、この一体的と考えられるものにしていく必要があるのかなど。ここでは「空間的・時間的一体性」ということで、18ページにより詳しく記しておりますけれども、何が一体的かというところにつ

いて、一定の範囲というのを区切っていく必要があるというところでもあります。

具体的には、18 ページ目にありますけれども、一体性、まず空間的と言ったときに物理的な面だけではなくて、二つ目のポツにありますけれども、電力ネットワーク全体を考えての技術的特性なども踏まえて見ていく必要があるというところでありまして、区切り方としましては、三つ目のポツ、A、B、Cとありますけれども、連系線ともう直接つながって、それと地内接続に必要な増強、さらにはBにありますような、さらにこの連系線の機能に欠かせない増強、そしてもう少し広く、Cにあるような、より再エネ電源を効率的につなぐための増強。いろいろな区分が考えられるところでありまして、こういった違いを踏まえつつ、引き続き検討を深めてはどうかというのが一つ目でもあります。

また、時間的な一体性としましては、下から二つ目のポツにありますけれども、あまりにも連系線と一体的にとしつつ、例えば連系線完工から5年後に完工する地内系統の整備というのは、一体性という点では乏しいのかなというところでありまして、何年と区切るというよりは個別の増強計画の内容に照らして考えてはどうかという論点提起であります。

これらの点につきましては、本日いただいたご意見を深めて、今後検討を深めていきたいというふうに考えております。以上が1点目になります。

2点目、3点目、こちらはご報告事項になります。

まず20ページ目。こちらは系統設置交付金というものの扱いになります。

こちら3年前の法改正で、この系統設置交付金、下の図の緑の部分が整理されております。これはFIT賦課金を原資とする交付金であります。一方で、本年の法改正によりまして、この緑の部分をさらに左、これまでは工事完成後でなければ交付できなかったものを、一部着工とともに交付できるような形に法改正を行っております。

その場合に、どのような費用について、この新たな交付金の対象にするかというところで、23ページに記しております。

幾つか前倒しで交付することで、トータルでの国民負担の低減に資するものということで、三つ目のポツにありますけれども、具体的なものとして、例えば利息、あるいは債務保証料、さらには保険料相当、こういった金融的なコストに相当する部分を、建設着工からこれらの費用が発生しますので、これらの費用の支払に充てられるようにしてはどうかという点、こちらの議論は、この場というよりは再エネ賦課金について議論する再エネ大量小委のほうで、本日も議論いただく予定としております。

最後、3点目ですけれども、現在進めております地域間連系線の整備計画の策定状況ということ、特に東地域というところでご報告いたします。

まずは26ページになります。

こちら、現在進めているプロセスを、まず年度内を目途に広域機関において、基本要件の策定という形、下の図でいいますとオレンジの部分になります。順番としましては、この広域機関の策定する基本要件というのを踏まえまして、事業の実施主体、そして具体的な実施案の募集というのを来年度行っていくということで、最終的な整備計画の策定というのも

来年度、2024年度を目指しているところであります。

今回、まず27ページにありますけれども、広域機関において様々な検討を進めております産業界に、新たにメンバーの追加募集を行いまして、8社から応募がありましたというご報告であります。これらの各社、最終的に来月、新メンバーを加えてということで、これまでの作業会、どちらかという技術的な検討をメインで来ましたが、下の募集概要にも出ています、ファイナンス面からのリスク評価なども新たに行っていくということで、金融機関などからの応募があったところであります。

最後、28ページが今進めております計画策定プロセスにおける課題検討状況ということで、左に具体の検討、特に技術的な課題、ルート、あるいは設備の構成でありますとか、どのような形で連系線とつなぐのか、そういった検討がなされているというところであります。今後この年度内、23年度内に、こういった検討結果を踏まえて、広域機関において基本要件というものを策定することを予定しております。

事務局からのご説明は以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、これについてご議論いただきますが、ちょっとその前に、先ほどの議題の資料4についてですけれども、ちょっと修正をさせていただきます。というのは、私さっき、これからまた検討を進めてくださいというふうに言ったんですけれども、この問題については、何度も言いましたけど長い間議論して、それで一定の方向が見えて、それで今日も内容については、皆さんにご理解いただいたというふうに考えております。そういうことになると、ガイドラインを変えると、その作業が必要になってくるんですね。そのために時間的な余裕を考えると、そろそろこっちの作業のほうは進めないと間に合わないということになります。そこで、さっき検証すべきだというようなご意見もございましたので、それはもちろんこれからやっけて検討していただくんですが、基本的なところで作業を進めていただくようなことを皆さんにご理解いただければというふうに思いますので、よろしゅうございますかね。よろしく願いいたします。

それでは、今のネットワークの次世代化。これについて議論をお願いしたいと思います。

同じように、チャットで発言を希望ということでお願いしたいと思います。いかがでしょうか。前半のところ、地内系統の関係と連系線の関係について、色々考え方を示していただきましたというところが基本ですが、いかがでございましょう。

牛窪委員、どうぞご発言ください。

○牛窪委員

牛窪です。聞こえていますでしょうか。ちょっと今日遅れまして申し訳ありません。

ありがとうございます。資料5、安定供給と再エネ導入拡大の両立に向けて、地域間連系

線に加えて、地内系統やローカル系統の整備にも適切なインセンティブを付与するということは必要だと思いますし、また一般送配電事業者様においては、継続的に事業を運営していく観点からも、どんな形で費用負担が生じ、その回収がどのような形でなされていくのか、十分に予見ができるように制度設計していくことは重要であると考えます。また、資料の中で一体性というところを詳しくご説明いただきましたが、これはやっぱりどこで線を引くか非常に難しい論点ではありますが、今回事務局にご提示いただいた空間的・時間的一体性という切り口で整理していく、この方向に私は違和感はございません。

送電容量不足の解消など政策目的に合致し、広範に裨益するものに関して、全国調整スキームを適用するという方向感、これも異論はございません。ただ、資料にもあったと思いますが、実際には個別の計画にはそれぞれ固有の事情もあると思いますので、計画をよく見ながら判断していくという、そういった柔軟性のようなことも確保していくことが重要だと思います。

最後のほうにありました特定系統設置交付金に関しましても、利息相当分の費用に加えて、債務保証料や保険料を対象とする案について、建設期間中から交付いただけるという点はいいのではないかと考えておりますけれども、足元、ご承知のとおり金利もじわじわと上がってきておりますし、保険料なども上昇傾向にあるというふうに聞いておりますので、その金額規模が変動する可能性とか、例えば複数の計画が進む際の原資の確保、またその事業者が交付を受けられる蓋然性という観点も認識しておく必要があるのではないかと考えます。

最後に海底高圧直流ですけれども、広域機関とも連携しながらという話だと思っておりますけれども、これはやはり相当巨額な事業になることが予想されますので、先行利用者との調整を含む技術的な論点と制度的な措置を両輪でしっかり整理しながら、事業者が適切にリスクとリターンを判断できるような設計をしっかりと念頭に置いて、議論を進めていく必要があると思っております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

次、村松委員、どうぞご発言ください。

○村松委員

ありがとうございます。

資料の12ページです。今回の地内系統整備について、基幹と基幹でないものを区分して、基幹については全国調整スキームを適用という方向性をお示しいただきました。

すみません、ここの点、全国調整スキームを地内系統整備に適用というのは、この仕組みの中で根幹に関わる話なので、あえて確認させていただきます。もともと地域間連系線等に

全国調整スキームを適用という話は、今までも何度もお話をお伺いしておりました。地内系統整備に関しても、全国調整スキームを適用するというのは、一体性のあるものに限ることなんですが、それは再エネ対応導入小委、次世代ネットワーク小委の中で、この大きな方針は議論済みということでしたでしょうか。ここは、エリアによって大分差が出てくるかもしれないところだと思っていますし、根幹の話なので、簡単に結論に持っていったいいのかなと感じた次第です。十分議論済みで、こういう根拠の下に判断しましたということであれば、そちらを尊重いたしますけれども、もし今回初めて出てくる、もしくは方向性として示したのが割と最近であれば、もう少しこの全国調整スキームを取ることのメリットであったり、取ったことによってどのような弊害、影響が及ぶかといったところも、きちんと整理した上で決めていくべき事項ではないかと思いました。

ただし一体性の話は、これはある程度方向性、基準をお示しいただいて、広域のほうでご検討の上で決めていくということですので、ここに事業者の判断が入ることは恐らくないだろうという意味で、一体性という基準値を設けて進めていくことについては、異論はございません。

基本のところに戻ってしまって申し訳ないんですが、確認させていただければと思った次第です。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

岩船委員、どうぞご発言ください。

○岩船委員

ありがとうございます。

今回、この一体性という新しいキーワードが出てきたと思うんですけども、基本的に、これからの系統増強が何のためにされるかという、やっぱり16ページに整理があったように、ほとんど再エネを増やすためではないかと思われまして。もちろん、地域間連携線も含めてなんですけれども、連系線とはリンクしなくても、ただ再エネを地内につなぐためだけに地内系統増強というものもあると思うんですね。そういった場合には、全国調整スキームに入れられないというのは、本当に正しい整理なのかというのは、やはり検討していただきたい。今後の系統増強が地内連系線含めて、基本再エネを増やすためにされるという整理であれば、かかるお金は一緒なわけなので、それを託送費用で賄うか、全国調整スキームで賄うかという線引きだと思うんですけども、再エネを増やしたいというのが国としての目標であれば、地域にあまりにも差があるようであれば、やっぱり全国でそこを負担していこうというのは、私は自然の流れなのではないかと思えます。

16 ページのたしかポツの三つ目に、個々の系統整備の目的に合わせたというところで、

もしかしたらこれは再エネじゃないところを除けるのかもしれないので、ちょっと個々というものがどのくらいあるのかが、正直言ってイメージできないんですけれども。お金がどうせかかるのであれば、そこは全国で負担していくのでは駄目なのか。確かにレベニューキャップの問題があるという話も分からなくはないんですけれども、最終的に何がやりたいのかということをもう少し考えていただきたいなと思いました。

一体性といっても、やはりその線引きもあまりクリアではないですし、基本系統はつながっていますと。今後、一般負担で系統増強するときには、たしかB/Cで判断されるということがあったと思うので、基本的にかけたお金は取り返せるという整理だと思いますので、そことのバランス含めて、ストーリーに矛盾がないか、ご検討いただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次、松村委員どうぞ。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

今、岩船委員がご発言になった点はずっともだだと思います。私もそのとおりでと思います。

それで、ちょっとこの委員会で、さらにこのテーマで言うべきことではないのかもしれないのだけれど、大量導入小委、あるいはもっとエネルギー全体の委員会で言うべきなのかもしれないのですが、そもそも系統を増強するとき、それがその再エネの大量導入のために不可避免的に起こるものがあったとして、そのときに、再エネの適地は投資が必然的に増えてくる。そうすると、再エネの適地がたくさんあるところの電力消費者がそれを負担すべきなのか。その観点から議論することが重要だと思います。再エネを大量に導入していくことは、その地域にメリットがあるという面はないとは言わないのだけれど、でもその地域の電力消費者のために入れていくというよりは、日本全体のために、日本全体のエネルギー政策のために入れていくことを考えれば、再エネの適地の負担がすごく大きくなるのは、やはり避けるべきではないか。それはどのようなやり方、今回の提案のようなやり方なのか、賦課金なのか、今いろんな選択肢があり、どこで議論するのかということは、それで分かれてくると思うんですけれど。それでも、少なくともそのエリアの消費者に過大な負担、電力消費者に過大な負担を求めるのがいいのかどうかという視点を決して忘れないようにしていただきたい。

今回の提案は「一体」をキーワードにして出てきて、この整理は妥当なものだと思います。むやみに広げてしまうと、今度は收拾がつかなくなるし、進めなければいけない議論が進まなくなることを考えれば合理的だと思いますが、私は一体の定義に入るものを整理していくよう、これから議論するというのを言ったのであって、一体と整理できないものは、ず

っと今までどおりのものを続けるということではなく、そうでないものについても広げるかどうかは、さらにこの後の議論だということだと思います。そうでないものについて今決めるというわけではないことは、念のために確認しなければいけないと思います。

さらに、これもこの委員会で言うのは極めて不適切だということは十分分かってはいますが、そもそも再エネ電源を大量に普及させていくコストは、電力消費者が負担すべきものなのか、エネルギー消費者が、全体として負担すべきことなのかというようなことも本当は考えなければいけないと思います。今回の問題でそこまで広げると、もう議論が全く進まなくなるので、そういうつもりではないのですが、この点、ずっと考えていかないと、今後電化を進めていくときに、無理に電化を進めるために負担を減らせと言っているわけじゃなくて、少なくとも変なやり方をした結果として電化の妨げになるというような、その中立的な状況よりも電化を遅らせてしまうという結果にならないだろうかという観点については、大きな政策的な視点として、常に考えなければいけないことだと思います。この問題でそれを言い出すと混乱させるので、もうこれ以上は言いませんが、しかし私はとても重要な点だと思うので、あえて言わせていただきました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

ほかにいらっしゃいますか。送配電網協議会、山本オブザーバーからありますが、委員の方はいかがですか。

それでは、山本様、どうぞご発言ください。

○山本オブザーバー

ありがとうございます。送配電網協議会、山本でございます。

私から、地内系統整備への全国調整スキームの適用について、2点申し上げます。

まず、16 ページの2ポツ目の「再エネの導入拡大に伴う地内基幹系統の整備費用については、全額調整スキームを幅広く提供していくことを基本としてはどうか。」とのご提案については、この資料に書かれていますけども、14 ページや 17 ページにもありますように、受益と負担の考えを踏まえて、あるいは、託送料金等を通じた最終的な需要家負担の公平性を念頭に社会的に受容性のあるものとなりますように、先ほどの委員のみなさまの議論も踏まえて、ご議論いただければというふうに思います。

それから、次に 18 ページ目の2ポツ目、全国調達スキームの対象となる地内基幹系統の範囲について、技術的特性を踏まえつつ、地内系統増強の目的・特性に応じた判断も必要と記載いただいている点につきましては、一般送配電事業者としましても、この点の検討に協力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

ほかにご発言のご希望はいかがですかね。

よろしければ、それでは事務局の方から、ご意見に対するコメント等をいただければと思います。

○小川課長

ありがとうございます。

まず、村松委員からいただいたご質問、12 ページの関係で、ちょっとご説明が足りなくて、あと参考スライドもう少ししっかりつけておけばよかったと反省しておりますが。何かと言いますと、12 ページで、まず二つ目のポツの「一体的に」というところのこの記述は4年前、構築小委員会という別のところで既に整理がされていて、全国スキームの導入とともに、この地域間連系線の増強に伴って、一体的に発生する地内系統の増強について、これについては再エネ賦課金の方式を適用すべきという整理がなされているのが、まず一つあります。その後、大量小委員会の議論、この一体性はもう大前提としつつ、本日、様々なご意見、岩船委員や松村委員からもいただいているようなご意見も踏まえて、さらなる適用対象の拡大というのを、ある意味マスタープランの策定の中で検討していくことでしょうかというところまで、大量小委のほうでは議論がなされております。現状は、いずれも必ずしも十分に整理されていない中で、まずはこの一体性のところをしっかりと年内をめどに決めていきましょう。その上で範囲の拡大、これも宿題になっているところでもあります。本日いただいたようなご意見も踏まえて、どのような形で、この連系線と一体についてだけ当てはめるというのも、むしろ不自然でないかというご意見も、本日いただいています。そういった意味で、必ずしも連系線と一体でなくても、むしろ全国調整の対象にしていくものというのをどうしていけばいいか。これについては、例えばまた年明け以降、この年内の足元の整理の後に、ご議論をいただければというふうに考えております。

事務局からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。よろしゅうございますかね。

費用負担と受益の関係、あるいはその捉え方について、いろいろご意見いただきましたので、これもまた事務局でご検討いただいて、進めるところから進んでいくということをお願いしたいと思います。

それでは、議題の（４）ですね。資料6。分散型電力システムの検討会の関係ですね。ご説明いただければと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

○筑紫室長

電力市場室長の筑紫でございます。そうしましたら、資料6をご説明させていただきます。

ページおめくりいただきまして、資料の2ページ目からでございますけれども、この議論は、これまで度々ご報告してきた論点でありまして、分散型のリソース、特に低圧の部分にフォーカスを当てた検討について、直近ですと3月29日、第60回で次世代の分散型電力システムに関する検討会の状況ということで報告をさせていただいたところです。

その上で、需給調整市場における低圧リソースの活用ですとか、機器個別の計測、原則は今、受電点で管理することになっているわけですが、それを踏み越えて、機器個別の計測にするというときの論点について、さらなる検討を行ってきたところでありまして、一定のコンセンサスが得られましたので、それを報告するとともに、一般送配電事業者のシステム改修に向けた準備をおいおい始めていきたいと、そういったことでございます。

同じページの下のところに、えんじ色の四角で書いてありますけれども、2. 分散型リソースの価値評価というのが、本日のご報告のポイントです。

めくっていただきまして、3ページのところです。

低圧リソースのところは、特に家庭用とか小さな商店ですので、結局これをうまく使っていくに当たっては、なかなかお一人お一人の機器のパワーでは、これを需給調整市場なんかの大きなところに入れていくということにはなかなかなりづらくて、アグリゲーターが活躍して、数千、場合によっては数万といった多くの機器を同時に制御していくことで、パワーを生み出していくと、そういうことが期待をされているわけなんですけれども。

そういうことをしていくに当たっての論点ということで、3ページ目に①から④までご提示しています。特に論点①ですね。各機器における点で、調整や供出時のインバランスや処理をどう考えるか。これが非常に大きな議論になったということでございます。

4ページを見ていただいて、インバランス制度はもうご存じのとおり、インバランスの発生原因となった方が、発電側、需要側、それぞれおられるわけですが、それぞれの方を特定して、その方の計画実績を確認して、それに対してインバランス料金をお支払いいただくということで全体のバランスを保つというのが大原則です。

他方、DRの発動の場合、バラシンググループの計画と実績値の間で生じる差異については、各受電点で補正を行う。その場合には、インバランスとして取り扱わないというようなことになっているわけですが、アグリゲーターの立場からは、2点指摘を得ていて、これをどういうふうにマージしていくのかというのが論点でございます。

一つは、確かにそのインバランスの原則は、個別に原因をそれぞれ特定できるところに特定しに行く。その計画実績を管理するというのがコンセプトなわけですが、これが数千数万となると、実務的に非常に困難であると。また、その受電点で管理となった場合には、それぞれの需要家、家庭であれば、家庭で使う様々な冷蔵庫とかクーラーとか、そういったものがありますけど、そういったものと相殺されることになってしまいますので、そうすると調整力が過小評価され得ると。そうすると、ビジネスとしての安定性、事業

性がなかなか難しいと。そういったところまで踏まえた上で、こういったインバランス算定ルールがあり得るかというところが議論のポイントです。

5ページ目は、今申し上げたようなことを模式的にしたものですので、説明は割愛させていただきます、7ページのところをご紹介させていただきたいと思います。

パターン1からパターン4までございますけれども、パターン1というのは、先ほどご紹介をした全てのポイントで計画実績を確認して、インバランスの金額を算定していくというようなイメージ感なんですけれども、なかなかこれは難しいというふうになったときに、こういったものがあり得るか。一旦はパターン3というのをコンセンサスとして進めていきたいということでございます。要すれば、発電と需要のBGの管理者を同一の事業者に制限を、同一の事業者が発電・需要のBGを管理できていると。そのときに、その方がインバランス発生の際の責任を負うという形です。

ちょっとこの図だと分かりにくいので、次の8ページをご覧くださいと思うんですけども。

要すれば、下のところにある三つの図のうち一番左側がイメージに近いと思いますけれども、小売事業者とアグリゲーターが同一な場合です。現在も小売事業者は、ご自分の需要家の全ての実際の需要と元々契約しているところの振れを予測して、それを計画に出して、送配電事業者に見てもらって、ずれているときにはそこにインバランスが乗ってくると、そういう枠組みになっているわけですが、小売事業者とアグリゲーターが同じ方であれば、そのアグリゲーターの中で、それぞれの需要家が計画より売れている、売れていないというのがトータルのバランスになって、最終的には系統との関係で調整される形になりますので、ここが同一であれば、インバランスの算定について、今までの制度とある程度連続的で、かつ実務的にも回る形がつけられるだろうと。似たような場合と同視でき得る、小売事業者が系統との関係での契約を一手に担う。かなりコントロールをしているというような状況であれば、似たような感じで整理ができるのではないかとするのは、一旦のコンセンサスということでございます。

一応こういったことを前提に、ほかの部分、ペナルティーの議論、9ページですね。それから10ページ、11ページがデータの管理、データの処理の件数とかそういった議論ですけども、そういったものを整理をさせていただきます。ちょっと細かいので、説明は割愛させていただきます。

最後、14ページですけれども、こういった方向で、さらに個別の詳細論点について検討しつつ、2024年からシステムの改修を始めて、2026年に送配電の需給調整市場で活用できるように目指して、進めていきたいということでございます。引き続き、検討を進めるといふことにさせていただきます。

事務局の説明は以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。次世代の分散型電力システムということで、受電点を超えてゲータ等を集めて、それによって調整力を計上するという、そういう方向性です。

これについて、皆さんのご意見をいただきますがいかがでございましょう。

結構テクニカルではあるんですけども、需給とかコントロールというか、そっちのほうかな。それはかなり影響を及ぶところもあるのかなと思いますけどね。いかがでございましょう。

山本オブザーバーからありますが、委員の方はよろしいですか。

じゃあ、山本オブザーバー、どうぞご発言ください。

○山本オブザーバー

ありがとうございます。

私から、最後の14ページ目のシステム改修構築への対応について発言させていただきます。

需給調整市場への参入、事業者拡大の観点からも、私ども一般送配電事業者としましても2026年度からの開始を目指しまして、需給調整市場や精算に関するシステムの改修構築に取り組んでまいりたいと考えてございます。なお、システムの細部の設計に当たりましては、まだ整理が必要な点というのが出てくる可能性がありますので、引き続き、国や広域機関などとも相談させていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

ほか、委員の方いらっしゃいませんか。

松橋委員、どうぞ発言ください。

○松橋委員

ありがとうございます。ご丁寧な説明ありがとうございました。1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

簡単なケースと難しいケースというようなご説明の区分けがあったかと思いますが、簡単なのは、例えばこういうことでしょうか。発電事業者と小売事業者も全部一つの事業者が兼ねていて、例えば太陽光発電のインバランスを、需要側の機器を大量の個数をネットワーク制御で、これはエコキュートを使ったり、燃料電池を使ったり、EVを使ったりいろいろあると思うんですが、大量の需要側機器を制御して、太陽光のインバランスを取るというときに、それらが発電事業者も小売事業者も一体であれば、ご説明のあった受電点の中まで踏み込んでとしなくても、需要全体のインバランス、それから発電全体のインバランス、発電

インバランスと需要インバランスで相殺すればいいので、受電点の中まで踏み込んだ情報がなくても、トータルで相殺されていれば、それで評価できるのでいいのかなと思うんですけど、そうじゃない場合に、それらが別の事業者の場合は、受電点の中の需要側機器のデータまで踏み込んで取らないと、低圧の機器がちゃんと要請のとおり稼働したということが保証できないので、そこを今ご苦労されて制度設計されていると、こういう理解でよろしいでしょうか。すみません、よろしくお願いします。

○山内委員長

ありがとうございます。

ちょっとほかに今いらっしゃらないので、お答えよろしいですか。

○筑紫室長

すみません、ありがとうございます。

今回議論させていただいている論点は、需給調整市場に実際に出していくということを念頭に置いた上で、そこに出すときに、実際には出すんだけど、思った量出ないよねとか、出るよねという議論があったときのインバランスの話をしていますので、多分松橋先生のおっしゃっている話は、今回検討会でやったところより、もう少し大きな世界を語っておられるのかなというのが、まず基本的なところであります。その上で、先生がおっしゃっていることの感覚は正しいというか、そういうことだと思っていまして。本来、発電と小売それぞれでBGを作ってやるという制度になっているわけですが、そこが一体であれば、まず相殺というか一体で考えられますので、そこはそういう形で、相殺という言い方が正しいかどうかというのはありますけれども、現実として問題にならないだろうというふうに思っています。

それから、そうじゃないときはどうなのかというところについては、今、一番左の図をご説明しましたが、真ん中の図、それからその次の図ですけれども、※のところを見ていただきまして、調整力によるインバランス補正について、小売－アグリ間で契約があるという場合、いずれも同じ形なんですけれども、要すれば、調整力として出していくときのインバランスについて、小売事業者とアグリゲーターが必ずしも一緒になくても、この図では小売事業者のほうが調整力を出す前提の図になって、それが小売が出す場合かアグリゲーターが出す場合かがありますけれども、いずれにしても両者の間でインバランスの補正がちゃんとなされるということであれば、これは多分松橋委員がおっしゃったことの最後のところですが、個別の受電点管理のさらに奥まで見に行かなくとも、持続可能な制度にでき得るのではないかと、そういった発想でございます。

感覚的には、先生のおっしゃっていることに沿っていると思いますが、一応今回の議論は、調整力を出すときの議論になっているというところだけ、すみません、ご理解いただければと思います。

○松橋委員

よく分かりました。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかによろしいですかね。

ありがとうございます。それでは、これについてはまたさらに検討を進めるということをお願いしたいと思います。

次の議題（５）に移ります。事務局より、資料７のご説明をお願いしたいと思います。はい。

○筑紫室長

資料７でございます。「電力市場において公的役割を担う機関のあり方について」と題した資料でございます。

おめくりいただきまして、２ページ目をご覧くださいと思います。

この春から、この委員会でも小売事業者、送配電事業者、様々なところで、いろいろ起きた事象について議論をさせてきていただいております。電力市場全体のそれぞれのプレーヤーが信頼性、安定性、透明性、中立性、そういったものにしっかり取り組むということは、当然の前提として、しっかりやっついていかないといけないということでございます。

今回は、今までのところ、特に大きな課題があるとかそういった指摘はありませんし、そういう意味ではしっかり取り組んできていただいている各機関ではあるんですけども、電力市場全体、ちょっと若干資料も入れてはいますが、すごく多様で、かつボラティリティのある難しいワールドになってきていますので、そういう中でよりよいやり方、よりよい機能を果たすためにはどうしたらよいかという観点で資料を入れてございます。

現在の電力市場制度においては、JEPX、いわゆる卸電力取引所、それから需給調整力市場をご担当いただいている電力需給調整力取引所、それから容量市場なんかを見ています広域機関と。こういった機関が重要な役割を担っているところでございます。

他方、昨今参入事業者が増えていく、その中で市場取引も増えていく。他方で、2020年度の冬期なんかのいわゆる市場価格の高騰、燃料価格の高騰と、こういった価格の動きなんかにさらされると。そういう意味では、この市場取引というのが非常に大事になってきているところでございます。これまでも何度かこういった議論はありまして、既に広域機関においては、本委員会の下に設置されております電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ、そういったものもございますけれども、結構それぞれの機関がスタートした由来も、メンバー構成もかなり多様でございますので、それぞれの組織の特性に応じた取組をしっかり検討いただくということが大事なんだろうというふうに思っております。

それぞれの機関についての現在についてのご紹介というか考え方というのを、それぞれ1枚ずつまとめておまして、資料の5ページ目をご覧くださいと思います。JEPXでございますね。

JEPXは、もともと2005年から卸電力取引の取引所業務を開始しているわけですが、電力システム改革の3弾法のと看だつたと思ひますけれども、卸電力取引所としての指定を受けて、以降は電気事業法上の指定法人として、卸電力取引の運営をしていただいているということであります。

スポット市場の取引は、当時は電力需要全体の2%だったものが現在は40%まで拡大しておりまして、金額的にも非常に大きな規模、非常に重要な社会インフラとなっています。

他方で、非化石市場ですとか、ベースロードなんかの様々な制度的な検討も踏まえた取扱商品も対応していただいていると。

そういった中で、非常に最先端の約定システム・ソフトウェアの導入の検討ですとか、あるいはそういった大きな取引に耐え得る剰余金も含めた財務基盤の確保、あるいはその管理、それを踏まえた会費、手数料とかそういったいろいろな設計も必要になってきていると。非常に規模が大きくなっているところであります。

これまで着実に業務をやっていたところでありますけれども、非常に重要度が高い機関となってきていますので、さらに様々な論点、ここでは資産の財務リスク、あるいはシステム関係、監視体制、バックオフィス、いろいろなものを挙げてございます。そういったものや、それをしっかり進めていくために必要な体制、あるいは資金的なバックアップというものを考えていくのが大事であろうというところを紹介しております。

それから、資料の8ページおめぐりいただきまして、電力需給調整力取引所でございます。

電力需給調整市場は、2024年度4月から、全ての商品区分で取引が開始されることとなっております。これまで以上に、効率的で安定性の高い市場運営の重要性ということになりますので、体制強化に向けたさらなる検討というのは非常に重要だというふうに思っております。これまで以上に、トラブルなんか起きたときの影響が大きくなりますので、そういったところについてはしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

ご説明は以上になります。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、公的役割を担う機関のあり方ということで、JEPX、それから電力需給調整力取引所、それから広域機関ですね。このうち、特にJEPXと電力需給調整力取引所について、中心的にご説明いただきました。色々な検討すべき点ということでご指摘いただきましたので、それについてご意見いただければというふうに思ひます。

いかがでございましょう。内容について、ご意見等ございましてしょうかね。

村松委員がご発言をご希望ですね。村松委員、どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。今回、電力市場を支える重要な機関について、ご説明いただきました。ありがとうございました。全体についての理解が進みました。

今回挙げていただいた中で、J E P Xについて5ページに取りまとめいただいておりますけれども、こちらについて、一般的な組織のガバナンスですとか、組織におけるリスク管理といった観点から、意見を述べさせていただければと思っております。

J E P X自体は、組織形態としては一般社団法人ということで、これに見合ったガバナンスが構築されているものと理解しています。理事会や監事、あと電力事業者が社員になられてガバナンスを構築されていると思います。ただ、一般社団法人という組織において通常我々が受ける印象と、J E P Xの事業内容を比べると、今のJ E P Xにおかれましては、極めて公益性の高い電力取引所という形で、事業運営をしている重要な機関であると理解しております。

5ページでお示しいただいたように、電力取引の要となる部分でございますので、万が一のことがあったらと懸念されるのは誰しもと思われま。こういった公益性の高い事業を行っている組織としては、取引に参画される事業者の方々の安心を担保するために、安全性、信頼性、透明性の確保が必要です。こういった体制構築については、本来マネジメントの責任で、取引所という事業を行っていく上でのリスクを洗い出して、そのリスクが顕在化することをできるだけ低減するような対策を取っていく。中には、オペレーション面の充実であったり、万が一のことが起きた場合のBCPプランであったり、体制強化であったりといったものが含まれると考えます。そういった取組について、事務局でお示しいただいた案というのは、極めてごもつともな話であると考えております。まずは現状整理とあるべき姿、どのようなことを取り組んでいくのがよいのか検討着手していただくのが必要かと思っております。

同じ取引所として、日本取引所グループがございます。こちらは上場会社ですし、株式会社なので、組織の在り方としては大分違いますが、体制や、情報公開の在り方とか、よく考えて取り組んでいらっしゃると思いますので、そういった同じ取引所つながりで、あるべき姿の参考になるのではないかとと思っております。

今回の5ページでお示しいただいたのは、まず自主的取組でとお示しいただいておりますが、法律的な観点で、一般社団法人という自主自立の組織に対して、外からはいろいろ物申せないということがあると思いつつ、国からの関与がある程度必要な局面になってくるのであれば、現状の法的な立てつけ自体の見直しというのが必要なのかもしれない。法律の専門家ではないので、何とも私のほうでは分からないんですけども、法的な建てつけ自体を検討する必要がもしあれば検討に着手していただき、ただ、それはJ E P X自身が法的立てつけの考え方を整理するというのはなかなか難しいので、そこは外から行うべきと思っ

ております。

また、こういった信頼性、安全性、透明性を確保するために、投資が必要になるケースがあると思います。必ずしもシステム的な投資だけではなくて、人的なリソースも含め、投資がかかる場合、ここのコスト増をどのように賄っていくか。会員企業や利用者、こういったところのご負担にも影響しますので、合わせて整理が必要なのではないかと考えております。

当方の意見を述べさせていただきました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。

電取の田中課長が。それでは田中課長、どうぞご発言ください。

○田中オブザーバー代理

電取委の田中でございます。

監視委といたしましても、電力市場において公的役割を担う機関の安定性、透明性、中立性の向上は重要と認識しております。JEPXにおいては、取引所としての監視体制の強化などについて、具体的な対応を検討いただきたいと考えております。また、電力需給調整取引所においては、システムトラブル時の迅速な対応やトラブル発生防止、複雑化する約定ロジックの検証などのために透明性を持ち、責任の所在が明確となるガバナンス体制を整えることが重要であるというふうと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうかね。

送配電網協議会、山本オブザーバー、どうぞご発言ください。

○山本オブザーバー

ありがとうございます。山本でございます。私から、8ページ目の電力需給調整力取引所の体制強化について、市場運営している一般送配電事業者としまして、一言ご発言させていただきます。

資料にもありますとおり、2024年度からの全商品の取引開始とともに、調整力の調達における市場取引の影響、あるいは重要性が増すということでございますので、市場運営に関わる責任体制の明確化などを含めまして、しっかり検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。そのほか、いらっしゃいますかね。

もしあれでしたら、日本卸電力取引所の金本理事長、今手が挙がりました。金本理事長、お願いいたします。

○金本オブザーバー

金本でございます。今回、参加させていただきましてありがとうございます。

私は昨年の6月から理事長を仰せつかっておりまして、それまではあまり知らなかったんですが、驚きましたのは、それまでの役職員の方々のご努力で、極めて少数の職員と経費で、非常に効率的に巨額の取引を回しているということでございます。昨年、3名の職員を新たに雇用したんですけれども、それを入れても現在の常勤職員は10人ということになっております。こういった非常にミニマルな体制で取引所を回していけるように、様々な工夫を重ねてきていまして、これまでのところは、大きな問題なく維持できてきたということだと思っております。

しかしながら、ご指摘のように取引量が非常に増えて、日本の電力取引システムの基幹インフラになったという現在において、こういった体制で責任を果たしていけるかどうかということについては、今回も様々な方々からご懸念をいただいているというところでございます。我々の理事会におきましてもご議論いただきまして、同様な問題意識を持っているということでございます。それで、現在の体制で何が問題かということを検証して、それから強化すべきところを強化していこうということ合意していただきまして、理事会内に体制強化タスクフォースを設置していただきました。

今後、外部検証を含めて丹念に検証して、それを踏まえて事務局体制の強化に向けて取り組んでいくということとしております。委員の皆様方におきましても、また、あと役所、あるいは事業者様の方におきましても、この体制強化に向けたアドバイスをいただければ幸いです。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

今、金本先生からご発言をいただきました。ほかに何かコメントありますか。

今日、ここでこういう問題提起をしたというところで、まずはもちろん各機関において、安定性、透明性、中立性の向上ということであるんですけれども、金本先生のご発言にもありましたように、これからいろいろ進めていかなきゃならない改革というのがあると思いますので、これについてご意見をいただきながら進めていただければいいのかなというふうに思っております。ありがとうございました。

事務局から、何か追加的にありますか。あるいはご発言全体について、何か追加点はござ

いますか。

3. 閉会

○山内委員長

もしよろしければ、本日の議論はこれで終了ということであります。本日も長時間にわたって、本当に活発にご議論いただき、ありがとうございました。

よろしければ、これをもちまして第 65 回電力・ガス基本政策小委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。